



2025年4月1日

各 位

会 社 名 株式会社カオナビ
代表者名 代表取締役社長 Co-CEO 佐藤 寛之
(コード：4435、東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 橋本 公隆
(Email：ir@kaonavi.jp)

キーストーン インベストメント ホールディングス エルピー
(Keystone Investment Holdings, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに
親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

キーストーン インベストメント ホールディングス エルピー(Keystone Investment Holdings, L.P.) (以下「公開買付者」といいます。)が2025年2月14日から実施しておりました当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び本新株予約権(注1)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が、2025年3月31日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025年4月7日(本公開買付けの決済の開始日)をもって下記のとおり、当社の親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

(注1)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2015年3月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権(行使期間は2017年4月1日から2025年3月13日まで)
- ② 2018年3月30日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権(行使期間は2020年3月13日から2028年3月12日まで)
- ③ 2018年9月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権(行使期間は2020年6月29日から2028年6月28日まで)

(注2)第3回新株予約権の行使期間は、本公開買付けに係る決済の開始日よりも前の日である2025年3月13日の経過をもって満了し、これをもって当該時点で存在している第3回新株予約権は全て消滅したため、本公開買付けにおいては第3回新株予約権の応募の受付は行われなかったとのことです。

記

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社カオナビ(証券コード：4435)の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された株券等の数の合計が買付予定数の下限(5,467,100株)以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

II. 親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動予定年月日

2025年4月7日（月曜日）

2. 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社の株券等8,718,072株（本新株予約権についてはその目的となる株式数に換算しています。以下同じです。）の応募があり、応募された株券等の総数が買付予定数の下限（5,467,100株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、2025年4月7日（本公開買付けの決済の開始日）に本公開買付けの決済が行われた場合には、同日付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が50%を超えることとなり、公開買付者は、新たに当社の親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、当社の主要株主である筆頭株主であった柳橋仁機氏及び柳橋氏の資産管理会社である柳橋事務所株式会社は、その所有する当社株式（合計所有株式数：3,338,409株、所有割合（注2）：27.95%）のうち譲渡制限株式として付与された当社株式8,300株を除く3,330,109株（所有割合にして27.88%）について本公開買付けに応募し、その全てを公開買付者が取得することとなったため、2025年4月7日（本公開買付けの決済の開始日）に本公開買付けの決済が行われた場合には、同日付で、当社の主要株主に該当しないこととなります。

（注3）「所有割合」とは、（i）当社が2025年2月13日に公表した「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社2025年3月期第3四半期決算短信」といいます。）に記載された2024年12月31日現在の当社の発行済株式総数（11,617,400株）に、（ii）2025年1月1日以降公開買付届出書提出日（2025年2月14日）までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された当社株式（132,000株）及び本新株予約権のうち、公開買付届出書提出日現在行使可能であった新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある当社株式の最大数（195,400株）を加え、（iii）当社2025年3月期第3四半期決算短信に記載された2024年12月31日現在の当社が所有する自己株式数（317株）を控除した株式数（11,944,483株）（以下「調整後当社発行済株式総数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じとします。

3. 異動する株主の概要

- （1）新たに親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主（公開買付者）の概要

① 名称	キーストーン インベストメント ホールディングス エルピー (Keystone Investment Holdings, L.P.)
② 所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY 1-9008、ジョージ・タウン、エルギン・アベニュー190、ウォーカー・コーポレート・リミテッド (Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY 1-9008, Cayman Islands)
③ 設立根拠等	公開買付者は、ケイマン諸島法に基づき組成及び登録されたリミテッド・パートナーシップです。

④ 業務執行組合員の概要	名称	キーストーン インベストメント ホールディングス ジーピー エルエルシー
	所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY 1-9008、ジョージ・タウン、エルギン・アベニュー190、ウォーカー・コーポレート・リミテッド
	代表者の役職・氏名	ヴァイス・プレジデント スーザン・バス
	事業内容	公開買付者の無限責任組合員
	資本金	0円
⑤ 国内代理人の概要	名称	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 濱田 啓太郎
	所在地	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
⑥ 上場会社と相手先の関係		
上場会社と相手先の間の出資の状況	該当事項はありません。	
上場会社と業務執行組合員の関係	当社の取締役である小林傑氏は、公開買付者の持分の全てを保有・運営している The Carlyle Group の投資先のグループ会社の代表取締役を務めております。	
上場会社と国内代理人の関係	該当事項はありません。	

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

① 氏名	柳橋 仁機
② 住所	東京都渋谷区

4. 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(1) 公開買付者

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注4）、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主	87,180 個 (72.99%、 8,718,072 株)	—	87,180 個 (72.99%、 8,718,072 株)	第1位

(注4) 「議決権所有割合」は、調整後当社発行済株式総数(11,944,483株)に係る議決権の数(119,444個)を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じとします。

(2) 柳橋 仁機

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	

異動前	主要株主である 筆頭株主	30,384 個 (25.44%、 3,038,409 株)	3,000 個 (2.51%、 300,000 株)	33,384 個 (27.95%、 3,338,409 株)	第1位
異動後	—	83 個 (0.07%、 8,300 株)	—	83 個 (0.07%、 8,300 株)	—

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社の株券等 8,718,072 株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式、当社の取締役が保有する譲渡制限株式（合計 35,900 株、所有割合:0.30%）及び当社の第2位株主である、株式会社リクルートホールディングスの子会社である株式会社リクルートが代表社員を務める合同会社 RSI ファンド1号（以下「リクルートファンド」といいます。）が所有する当社株式（2,460,000 株、所有割合:20.60%）の全部を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかったことから、当社が2025年2月13日に公表した「キーストーン インベストメント ホールディングス エルピー(Keystone Investment Holdings, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続に従って、当社の株主を公開買付者及びリクルートファンドのみとすることを予定しているとのことです。

その結果、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以 上

（参考）2025年4月1日付「株式会社カオナビ（証券コード：4435）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）

2025年4月1日

各 位

会 社 名	Keystone Investment Holdings, L.P.
代表者名	Susan Bass Vice President of Keystone Investment Holdings GP, L.L.C., its general partner of Keystone Investment Holdings, L.P.

株式会社カオナビ（証券コード：4435）の株券等に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

Keystone Investment Holdings, L.P.（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年2月13日、株式会社カオナビ（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場、証券コード：4435、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付等に係る株券等の種類」において定義します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年2月14日より本公開買付けを実施していましたが、下記のとおり、本公開買付けが2025年3月31日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

Keystone Investment Holdings, L.P.

ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9008、ジョージ・タウン、エルギン・アベニュー190、ウォーカー・コーポレート・リミテッド

(Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands)

(2) 対象者の名称

株式会社カオナビ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

(ア) 2015年3月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年4月1日から2025年3月13日まで）

(イ) 2018年3月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年3月13日から2028年3月12日まで）

(ウ) 2018年9月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といい、第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年6月29日から2028年6月28日まで）

(注) 第3回新株予約権の行使期間は、本公開買付けに係る決済の開始日よりも前の日である

2025年3月13日の経過をもって満了し、これをもって当該時点で存在している第3回新株予約権は全て消滅したため、本公開買付けにおいては第3回新株予約権の応募の受付は行いませんでした。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	9,448,583 (株)	5,467,100 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(5,467,100)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である9,448,583株を記載しております。なお、当該最大数は、(i) 対象者が2025年2月13日に公表した「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者2025年3月期第3四半期決算短信」といいます。)に記載された2024年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(11,617,400株)に、(ii) 2025年1月1日以降公開買付届出書提出日(2025年2月14日)までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式(132,000株)及び本新株予約権のうち、公開買付届出書提出日現在行使可能なものと報告を受けた新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数(195,400株)を加え、(iii) 対象者2025年3月期第3四半期決算短信に記載された2024年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(317株)を控除した株式数(11,944,483株)(以下「調整後対象者発行株式総数」といいます。)から、対象者の取締役が保有する譲渡制限株式(合計35,900株)及び株式会社リクルートホールディングスの子会社である株式会社リクルートが代表社員を務める合同会社RSIリクルートファンド1号が所有する対象者株式(2,460,000株)を控除した株式数(9,448,583株)です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注5) 公開買付期間の末日までに(第3回新株予約権については2025年3月13日まで)、本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの買付け等の対象となります。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年2月14日(金曜日)から2025年3月31日(月曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金4,380円

② 新株予約権

(ア) 第3回新株予約権1個につき、金1円

(イ) 第4回新株予約権1個につき、金1円

(ウ) 第5回新株予約権1個につき、金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（5,467,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（8,718,072株）が買付予定数の下限（5,467,100株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2025年4月1日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	8,718,072株	8,718,072株
新株予約権証券	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株
株券等信託受益証券 ()	－株	－株
株券等預託証券 ()	－株	－株
合計	8,718,072株	8,718,072株
(潜在株券等の数の合計)	(－株)	(－株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	55,364個	(買付け等前における株券等所有割合 46.35%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	87,180個	(買付け等後における株券等所有割合 72.99%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	24,683個	(買付け等後における株券等所有割合 20.66%)
対象者の総株主等の議決権の数	116,015個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の2024年11月13日提出の第17期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元

未満株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、調整後対象者発行株式総数に係る議決権の数（119,444 個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日
2025年4月7日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合はその常任代理人の住所又は所在地）宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上